

## 鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、重篤患者に使用する体外式膜型人工肺（ECMO）を利用できる医師、看護師、臨床工学士の確保、資質向上を図り、県内におけるECMOチームの医療を担う人材育成を促進することを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、同表の第5欄に掲げる限度額を上限とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### （交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、事業実施予定日の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### （交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### （承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額及び2割を超える減額を伴う変更

（2）重大な内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### （実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
研修会派遣事業	研修会に医療従事者を派遣する病院、診療所等医療関係機関	県外で開催される研修を受講するために必要な旅費及び受講費	10/10	参加者1名につき100千円
研修会開催事業	医療従事者向けの研修会を開催する病院、診療所等医療関係機関	研修を実施するために必要な講師謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料		1事業実施主体につき400千円

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和2年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業計画（報告）書

事業計画（報告）

開催日	
主催団体	
研修内容	
参加者名	
備考	

※交付申請に当たっては、当該研修の実施要領（チラシ等）を添付すること。

※実績報告に当たっては、研修当日の次第等、出席したことが確認できる書類を添付すること。

## 様式第2号（第4条、第7条関係）

## 令和2年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業収支予算（決算）書

## 1 収入の部

区分	申請額 (A)	実績額 (B)	差引額 (A - B)	備考
県補助金				
自己財源				
その他				
合計				

## 2 支出の部

区分	申請額 (A)	実績額 (B)	差引額 (A - B)	備考
旅費				
研修参加費				
合計				

※実績報告に当たっては、支出額が確認できる書類を添付すること。

様式第1号（第4条、第7条関係）

## 令和2年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業計画（報告）書

## 事業計画（報告）

開催日	
研修内容 ※講師名、研修題目等を記入すること	
参加（予定）者数	
備考	

※交付申請に当たっては、当該研修の実施要領（チラシ等）を添付すること。

※実績報告に当たっては、研修内容及び参加者数が確認できる書類を添付すること。

## 様式第2号（第4条、第7条関係）

## 令和2年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業収支予算（決算）書

## 1 収入の部

区分	申請額 (A)	実績額 (B)	差引額 (A - B)	備考
県補助金				
自己財源				
その他				
合計				

## 2 支出の部

区分	申請額 (A)	実績額 (B)	差引額 (A - B)	備考
講師謝金				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び 賃借料				
委託料				
合計				

※実績報告に当たっては、支出額が確認できる書類を添付すること。

様

鳥取県知事 平井 伸治

令和2年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金交付決定通知書

令和2年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業」とし、その内容は、事業計画書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、収支予算書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金交付要綱（令和2年5月18日付第202000034229号福祉保健部医療局医療政策課長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



様式第4号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

医療機関名 印

年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金について、鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要  
県補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

年度鳥取県ECMO（エクモ）チーム等養成研修事業補助金に係る仕入控除税額

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定（見込）額

円

6 仕入控除税額の概要

(1) 対象経費（または補助金）の用途の内訳

(単位：円)

区 分	課税仕入			非課税仕入使用分	合 計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の内訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。